



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2014年3月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

平成26年4月1日から変わる税金

消費税・印紙税

☆消費税率が8%に

原則、平成26年4月1日以後に、商品の引き渡しやサービスの提供等が行われた場合、8%の税率が適用されます。

例① 平成26年3月31日以前に契約したものでも、引渡日が平成26年4月1日以後であれば、消費税率は8%になります。

例② 平成26年3月31日以前に5%の消費税率で仕入れた商品を、平成26年4月1日以後に販売するときの消費税率は8%です。

例外 工事請負契約の場合、平成25年9月30日以前に契約したものは、引渡日が平成26年4月1日以後でも消費税率は5%です。

☆印紙税は5万円未満が非課税に

平成26年4月1日以後に作成される領収書等について、金額が5万円未満であれば印紙は不要です。

記載されている金額のうち消費税額が明らかである場合、その消費税を除いた金額で印紙税を判断します。

(飯田 記)

職員募集中!! 詳しくはハローワークまで。